

令和 9 ・ 10 ・ 11 年度
長門市生活困窮者自立相談支援事業及び
長門市生活困窮者家計改善支援事業
業務委託プロポーザル実施要領

令和 8 年 10 月

長門市 健康福祉部 地域福祉課

1. 業務の概要

(1) 業務名

令和 9・10・11 年度 長門市生活困窮者自立相談支援事業及び長門市生活困窮者家計改善支援事業業務委託

(2) 目的

長門市生活困窮者自立相談支援事業においては、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）に規定する「生活困窮者自立相談支援事業」を適正に実施することにより、生活困窮者の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援や就労支援等を通じて、経済的社会的自立を促進し、困窮状態からの早期脱却に資することを目的とする。

長門市生活困窮者家計改善支援事業においては、法に規定する「生活困窮者家計改善支援事業」を適正に実施することにより、家計に関する課題を抱える相談者（以下「対象者」という。）からの相談に応じ、対象者自身が置かれている家計の状況を理解し、家計改善の意欲を引き出すとともに、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言等を行い、対象者の家計管理の力を高め、対象者自身が家計を管理できるよう支援することで、困窮状態からの早期脱却に資することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙 1「令和 9・10・11 年度 長門市生活困窮者自立相談支援事業及び長門市生活困窮者家計改善支援事業業務委託仕様書」のとおり。

(4) 履行期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで（3 年間）

(5) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(6) 契約金額支払条件

支払方法は年 1 回払いとし、年度毎に実施する検査完了後の精算払いとする。ただし、受託者からの申し出があり長門市が必要と認める場合には、委託料の全部または一部を前金払いすることができる。

精算額が委託金額を下回った場合は、精算額を委託料の額とし、前金払いで支払った金額との差額が発生するときは返納するものとする。

(7) 参加資格

①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

②会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。

③国税、地方税等、租税の滞納がないこと。

④長門市の指名停止措置を受けていない者であること。

⑤長門市暴力団排除条例（平成 23 年 9 月 22 日 条例第 14 号）に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団密接関係者に該当しないこと。

(8) その他

本事業については、長門市の令和9年度予算の成立の動向により、一部または全部を実施しない場合がある。

2. 業務委託業者選定方法概要

(1) スケジュール

・質問書の受付期限	11月13日（金）
・質問書の回答	11月20日（金）
・参加表明書の提出期限	11月27日（金）
・参加資格確認結果通知	12月 4日（金）
・企画提案書・見積書等の提出期限	12月18日（金）
・プレゼンテーション審査	1月 7日（木）
・選定結果の通知・公表	1月14日（木） 予定

(2) 提案に関する質問及び回答

本提案に関する質問がある場合は、下記に電子メールで質問書を提出すること。

- ・提出期限 令和8年11月13日（金）17時まで
- ・提出先 地域福祉課 担当：松田洋史
- ・電子メール hogo@city.nagato.lg.jp

なお、件名は「令和9・10・11年度 長門市生活困窮者自立相談支援事業及び長門市生活困窮者家計改善支援事業業務委託プロポーザルに関する質問」とすること。

※質問は様式4「質問書」により行い、質問箇所を特定できるようにすること。

※回答については、すべての参加事業者に対して開示する。

※質問書送信後、担当者に電話で受信の有無を確認すること。

※電話や担当窓口訪問による口頭での質疑は、一切受け付けない。

(3) 提出書類等

本提案への参加を希望する者は、様式1「参加表明書」を所定の様式により、持参または郵送にて提出すること。期限までに参加表明書等の提出がない者からの提案は受け付けない。

- ・提出期限 令和8年11月27日（金）正午まで（必着）
- ・提出先 〒759-4192 山口県長門市東深川1339番地2
地域福祉課 担当：松田洋史

(4) 企画提案書、見積書等の提出

次の書類等を持参または郵送にて提出すること。

- ・提出書類 様式2_誓約書1部
様式3_同種業務実績確認調書1部
様式5_提案書1部
様式6_経費見積書1部
最新決算年度の貸借対照表、損益計算書（写し可）1部
企画提案書7部（正本1部、副本6部）

- ・提出期限 令和8年12月18日（金）17時まで（必着）
- ・提出先 参加表明書の提出先参照

（５） 提案書、見積書等の作成要領

- ①提案書は、別紙1「令和9・10・11年度 長門市生活困窮者自立相談支援事業及び長門市生活困窮者家計改善支援事業業務委託仕様書」に基づき、別紙2「企画提案書作成要項」に従って作成すること。
- ②提案書の内容は、提案者が責任をもって必ず履行できる内容を記載すること。契約後、不正や虚偽が発覚した場合は、本契約を解除するものとし、その賠償を請求することがある。
- ③提案に係る経費は、すべて提案者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
- ④提案書はA4版で作成し、様式は任意とする。
- ⑤提案書の内容は、専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、図や表などを適宜使用すること。
- ⑥別紙1「令和9・10・11年度 長門市生活困窮者自立相談支援事業及び長門市生活困窮者家計改善支援事業業務委託仕様書」及び別紙2「企画提案書作成要項」等に記載のない事項であっても、本市または本事業に資する機能等については、提案書に記載しても差し支えない。
- ⑦提案書提出後、受託候補者決定までの期間中は、提案書に記載された内容の追加・修正・削除は認めない。

（６） 経費見積書の作成要領

①提案上限額

委託費用（委託期間総額）：¥33,999,000円（消費税及び地方消費税を含む）

（内訳）

令和9年度：11,333,000円

令和10年度：11,333,000円

令和11年度：11,333,000円

※上記の金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、本業務の事業規模を示すためのものであることに留意すること。

- ②見積書は、別紙1「令和9・10・11年度 長門市生活困窮者自立相談支援事業及び長門市生活困窮者家計改善支援事業業務委託仕様書」に基づき、別紙3「見積書作成要項」に従い、様式6「経費見積書」を提出すること。
- ③様式6「経費見積書」に計上した費用の積算根拠を、提案事業者の任意様式で別添すること。
- ④様式6「経費見積書」については、それぞれの事業ごとに作成すること。

（７） プレゼンテーション審査の実施

- ①事前審査を通過した事業者は、プレゼンテーション審査に参加できる。
- ②令和9年1月7日（木）にプレゼンテーション審査を実施予定である。
- ③プレゼンテーション審査を実施するにあたり、プロジェクター、スクリーンは

市で準備する。その他はすべて提案事業者側で用意すること。

④本市では、プレゼンテーション会場においてインターネット環境を準備しない。

⑤プレゼンテーションは、企画提案書の内容に沿って説明を行うこと。

⑥プレゼンテーション審査の順番については、参加表明書の提出順とし、開始時間等の詳細については、別途通知する。

(8) 審査方法

①企画提案書説明（30分）、質疑応答（20分）に対して行う。

②審査会において、事前審査（書類審査）によって評価された点数と、プレゼンテーション審査を点数化し、合計得点が最も高い上位1者を優先交渉権者として選定する。また2番目に得点が高かった者を、次点交渉権者として選定する。

(9) 審査基準

審査項目と配点内訳は別紙4「審査基準」のとおり。

(10) 審査結果の通知

結果については、選定後速やかに全提案事業者に文書で通知するものとする。

3. その他注意事項

(1) プロポーザル参加の辞退

プロポーザルへの参加を辞退する場合は、署名および押印された様式7「辞退届」を提出すること。辞退しても、以後における不利益な取り扱いはない。

(2) 提案の無効

①1事業者が、複数の提案を行ったとき。

②経費見積書に記載された金額が、提案上限額を超えているとき。

③提案事業者が、参加資格要件を満たさないとき。

④所定の日時及び場所に、提案に係る書類の提出をしないとき。

⑤提案に関して虚偽または不正行為等があったとき。

⑥公正な競争の執行を妨げた者、又は著しく不正の利益を得るための話し合いを行った者による提案があったとき。

⑦見積書の日付、金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文字について誤字、脱字があるとき。あるいは認識し難い見積、または金額訂正した見積をしたとき。

(3) 提案書、審査等について

①提出された書類は、審査目的以外には使用しない。

②提出された書類は、審査目的の範囲で複製することができるものとする。

③提案等その他関係書類の作成及び提出に要する経費、プレゼンテーションに要する経費、その他本業務の提案に要する経費は提案事業者の負担とする。

④提出された書類に含まれる著作物の著作権は、提案事業者に帰属する。

⑤提案事業者は、実施要領等の内容や決定事項について、異議の申し立てを行うことはできない。

⑥本市から提示した本プロポーザルに関する資料を、本プロポーザルの企画提案

以外の目的で使用する、第三者へ開示・漏洩することを禁ずる。また、プロポーザルにおいて知り得た本市の事業等の内容については守秘義務を課す。

⑦審査等に対して、異議申し立てはできないこととし、選考方法、選考内容についての問合せにも、応じないものとする。

⑧企画提案書に記載した本事業に携わる業務従事者等は原則として事業完了まで従事することとする。ただし事業の目的を果たせないと本市が判断した場合は、業務従事者等の変更を求めることがある。

⑨提案内容に基づき選考するが、委託業務内容は、業務実施までの協議によって変更を求める場合がある。また、契約金額については、採用された提案事業者との協議を経て決定する。

⑩提案事業者が1者のみの場合でも審査を実施し、配点合計における6割以上の得点を獲得した場合に限り、受託候補者として選定する。

以上